

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月  
20歳になったころ、市役所から国民年金の納付書が送られて来た。  
当時、私は大学生で、国民年金保険料を納付する余裕がなかったので、実家の母親からお金をもらって納付書で納付し、その後は口座振替により納付した憶えがある。  
申立期間が未納とされているのは納得がいかないので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の母親から提出された金銭出納帳(写)には、平成9年11月のページに、「11/23Aへ 13,000円 B(申立人の父親)より。」との記載があり、その金額は、申立期間当時の国民年金保険料月額(1万2,800円)とおおむね一致しており、当該出納帳(写)は、その前後の記載内容等から申立期間当時に作成されたものと考えられる。

さらに、申立人の母親は、「息子から、市役所から国民年金保険料の納付書が送られてきた旨の連絡があり、当時息子が住んでいた市へ夫と二人で自家用車に乗って行ったことを記憶している。」と述べるなど、当時の状況を詳細に記憶している上、申立人は、平成9年12月5日に郵便局において同年12月以降の国民年金保険料について口座振替の手続を行っていることが、Cセンターが保管する自動払込利用申込書(写)により確認できるなど、申立人の主張は信憑性が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月1日から41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を39年7月1日、資格喪失日を41年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、39年7月から40年4月までは1万6,000円、同年5月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から同年12月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月1日から44年1月1日まで  
申立期間当時、A社の看板を掲げていたB氏の縫製工場に勤務していた。厚生年金保険料を控除していたことが分かる給与明細書の一部を持っているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間当時、A社の看板を掲げていたB氏が経営する縫製工場に勤務していた。」と供述しているところ、B氏は、同じ縫製業を営む個人事業主3人と合同で、昭和39年5月6日にA社を設立したことが、同社の関係者の証言及びC社（A社から社名変更）の商業登記簿謄本から確認できる上、同氏及び申立人の同僚の証言により、申立人は、申立期間当時、同氏が経営する縫製工場に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間当時の給与明細書の一部（昭和39年7月から同年12月まで）は、事業所名が記載されていないものの、控除されている厚生年金保険料は、当時の保険料率に基づき算定されていること、給与明細書の製造販売業者は、当該明細書は当時販売していた商品である旨回答していること等を考え併せると、申立期間当時にA社が作成したものであると認められる。

さらに、B氏は、「昭和39年5月に、私を含む下請け業者4人でA社を設立したが、赤字経営となったので、私は1年半程で同社から撤退し、

その後は個人で縫製工場を経営していた。」と証言しているところ、同氏が保管する昭和 41 年 1 月から 48 年 12 月までの現金出納簿には、厚生年金保険料に係る記載が無いことから、同氏は、41 年 1 月ころに A 社の経営から撤退し、その後は個人事業所である D 社（申立人の同僚の証言から従業員 5 人未満の事業所）を経営していたものと推認される。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A 社は、昭和 40 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、39 年 7 月 1 日から 40 年 9 月 30 日までは、適用事業所としての記録は無いが、同社の関係者の証言により、同社は、申立期間当時、十数人の従業員を雇用しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで A 社の従業員として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書及び同僚に係るオンライン記録から、昭和 39 年 7 月から 40 年 4 月までは 1 万 6,000 円、同年 5 月から同年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 3 万円とすることが妥当である。

なお、A 社の事業主は、昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 10 月 1 日までは、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったものと認められること、及び同社が適用事業所となった 40 年 10 月 1 日から 41 年 1 月 1 日までは、当該期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険被保険者番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難いことから、社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出を行っていなかったものと考えられ、これらの結果、社会保険事務所は、申立人に係る 39 年 7 月から 40 年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和 41 年 1 月 1 日から 44 年 1 月 1 日までについては、前述のとおり、申立人は D 社に勤務していたことが推認されるものの、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと考えられる上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 41 年 1 月 1 日から 44 年 1 月 1 日までは、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月25日から同年6月1日まで

昭和47年4月にA社に入社し、転勤はあったものの、54年1月まで継続して同社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍期間証明書、人事記録(写)及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和47年5月25日にA社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和47年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主は昭和47年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年2月から同年4月まで  
自宅に国民年金の加入届が郵送されてきたため、当時、勤務していた事業所の経理担当者に相談し、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を依頼した。  
平成12年11月に当該事業所を退職し、その後に支給された同年同月の給与から申立期間の国民年金保険料が天引きされていたにもかかわらず、申立期間について、未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時勤務していた事業所の経理担当者が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が加入手続及び保険料の納付を依頼したとする当時の勤務先の経理担当者も、「国民年金に関する相談を受けたかどうかの記憶は無く、国民年金の加入手続を代理で行うこともない。」と述べており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、そのほかに申立期間に係る国民年金の加入手続が行われた形跡は見受けられず、申立期間は、国民年金の未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間当時勤務していた事業所の事業主により平成12年11月の給与から国民年金保険料を控除されたことが確認できる資料（給与明細書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 1 月まで  
申立期間の国民年金保険料は、妻が、送られてきた納付書により、毎月、市役所で納付した。  
夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、妻の保険料は納付済みとなり、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及び申立人の妻は、国民年金の加入手続、保険料の納付方法等について記憶が曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付方法等が不明である。

また、オンライン記録及び申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 63 年 5 月に、同年 1 月 16 日付けで国民年金被保険者資格を取得しており、この時点では、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、申立人に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、保険料を納付できなかった期間であったと考えられる。

さらに、申立人が居住する市が保管する申立期間を含む昭和 61 年度の国民年金保険料検認報告書に申立人の記録は無い上、オンライン記録及び同検認報告書から、申立人及びその妻と一緒に国民年金保険料を納付し始めた時期は 63 年 4 月以降であったと考えられ、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月16日から30年5月20日まで  
② 昭和34年4月1日から35年12月12日まで

申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社（現在は、C社）に勤務していた。

給与明細書等はないが、社会保険に加入していなかったことは考えられないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、既に解散しており、申立期間①当時における人事関係資料を入手できない上、当該期間当時の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従業員10人（申立人を除く。）のうち連絡が取れた元事務担当者1人及び元従業員1人から聴取しても、申立人の厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①に申立人の氏名の記載は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

申立期間②については、C社は、「昭和34年ころの書類等は保存しておらず、経営者も死亡しているため、当時の状況は確認できない。」と回答しており、申立期間②当時のB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従業員11人（申立人を除く。）のうち連絡が取れた元事務担当者1人から聴取しても、申立人の厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②に申立人の氏名の記載は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い。



このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 7 月 21 日まで

申立期間においてA事業所B支店に勤務し、その時の給与が 15 万 4,000 円であったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）で当該期間の標準報酬月額を確認したところ、昭和 48 年 4 月から同年 8 月までは 5 万 6,000 円、同年 9 月から 49 年 6 月までは 7 万 6,000 円となっていた。

当時の給与明細書等は残っていないが、標準報酬月額が間違っていると思うので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A事業所から 15 万 4,000 円の給与が支給されていたと主張しているところ、同事業所は、「当時の資料により、申立人の退職時の基本給は 6 万 7,400 円であったことが確認できたが、当時の給与の支給状況が分かる資料はこれ以外に無い。」と回答している。

また、オンライン記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の昭和 48 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額は 5 万 6,000 円、同年 9 月から 49 年 6 月までの標準報酬月額は 7 万 6,000 円と記録されているところ、申立人と同様に 48 年 4 月 1 日に採用された男性職員 16 人（申立人を除く。）の申立期間当時の標準報酬月額について調査したところ、申立人の標準報酬月額と同額又は大きな差異が無い上、申立人の標準報酬の記録が不自然にさかのぼって訂正された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の昭和 48 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額は 5 万 6,000 円と記録されているところ、当時、申立人が主張する 15 万 4,000 円の給与が支給されていた場合、これに見合う当時の標準報酬月額は、13 万

4,000 円の最高限度額であり、採用直後の職員の報酬月額について、事業主が当時の最高額の報酬月額を社会保険事務所に届け出たとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から45年11月1日まで  
申立期間において、A社B支店に勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち、昭和45年5月1日からA社C出張所に勤務していたことは、同社B支店から提出された労働契約書(写)により確認できる。

しかしながら、A社B支店は、「申立人はC出張所で採用された現場勤務者と思われるが、当時の現場勤務者の仕事内容や社会保険の加入状況については不明である。B支店に残っている厚生年金台帳を確認したところ、申立人が昭和45年11月1日に資格を取得している以外の記録は無い。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人と同日(昭和45年11月1日)にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員11人のうち7人は、申立人と同様に昭和45年5月1日から同社C出張所で勤務していたことが同社B支店から提出された労働契約書(写)により確認できる上、このうち1人は、「A社B支店C出張所に10年以上勤務した。最後の1年ないし2年は厚生年金保険に加入していたが、それ以外の期間は厚生年金保険に加入しておらず、その間は、給料から保険料を控除されていなかったと思う。」と回答しており、同社C出張所は、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。